

子育て短期支援事業ってなに？

A

保護者が疾病その他の事由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童を、児童福祉施設でお預かりします。

▼対象となる児童

市内に居住する満1歳以上の児童で、当該児童の保護者が次の各号のいずれかの事由に該当するものとする。

- 1、疾病などの健康上の事由
- 2、育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、または育児不安などの身体上若しくは精神上の事由
- 3、出産・看護・事故・災害・

失踪などの家庭養育上の事由

- 4、冠婚葬祭・転勤・出張・学校などの公的行事への参加などの社会的な事由
- 5、経済的な問題などにより、緊急または一時的に児童の養育などを必要とする場合

▼利用施設

- ・ 社会福祉法人 茨城県道心園 (土浦市並木3丁目18番5号)

家庭児童相談

家庭児童相談室では、子ども(18歳未満)の養育に関する悩みごと、子どもにかかわる家庭の人間関係など、児童福祉に関する相談に応じています。

【相談日】

月曜日から金曜日(開庁日)

ひとり親相談

母子家庭・寡婦・父子家庭の方の生活全般の悩みなど、自立に向けた総合的な相談に、母子自立支援員が応じます。また、母子寡婦福祉資金貸付に関する情報提供などにも応じています。

【相談日】

月曜日から水曜日(開庁日)

家庭児童相談・ひとり親相談に共通する事項

相談内容は秘密厳守されます

▼相談方法

- ◎ 電話相談 ◎ 面接相談

▼相談場所

伊奈庁舎児童福祉課・相談室

▼相談電話

☎58・2111(内線1161)

▼相談時間

午前9時～午後4時30分

※予約できる方は事前に予約してください。

※費用は一切無料です。



▼利用期間

原則一回の利用につき7日以内

▼利用料(児童一人につき、1日当たりの金額)

- ◎ 生活保護世帯 無料

◎ 非課税世帯・父子家庭世帯・母子家庭世帯および養育者世帯

2歳未満の児童は1100円

2歳以上の児童は1000円

その他の世帯

2歳未満の児童は5350円

2歳以上の児童は2750円

申請に必要なもの

・ 子育て短期支援事業利用申請書(児童福祉課の窓口)

・ 非課税世帯は「非課税証明書」の添付

・ 印鑑

問 伊奈庁舎児童福祉課 ☎58

2111(内線1160)

活動予定(7月～9月)

●参加対象 出産前後の妊産婦および就学前の乳幼児とその保護者

月・活動時間	7月	8月	9月
保育所申込先	午前9時30分～11時	午前9時30分～11時	午前9時30分～11時
伊奈第1保育所 山王新田1253(☎58-2422)	15日(金) 夏祭り	10日(水) シャボン玉遊び	14日(水) 体操
伊奈第2保育所 小張4705(☎58-1025)	6日(水) 七夕飾り作り	3日(水) 水遊び	1日(木) 紙芝居を見よう
伊奈第3保育所 長渡呂新田715(☎58-1597)	15日(金) 夏祭り	5日(金) 水遊び	6日(火) ふれあい遊び
伊奈第4保育所 狸穴1072-45(☎58-6002)	20日(水) 水遊び	10日(水) シャボン玉遊び	7日(水) 体操
谷和原第1保育所 仁左衛門新田641(☎52-2100)	14日(木) 夏祭り	9日(火) 水遊び	13日(火) 体操
谷和原第2保育所 小絹415(☎52-4217)	14日(木) 夏祭り	9日(火) 水遊び	6日(火) 体操

遊びにきてね



市立保育所では、「あそびのひろば」を実施しています。保育所のたぐさんの子どもたちと遊んでみませんか。

「子育てを応援しています」

また、情報交換をしながら、子育てを考え、育児の悩みを解消していきましょう。

※ご利用になりたい保育所に、事前にお申し込みください。

「あそびのひろば」

※あそびのひろばの他に、毎日園庭開放も行っています。ぜひご利用ください。